

令和5年12月27日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室 御中
法務省民事局参事官室 御中

「公益信託に関する法律案（仮称）【イメージ】」に対する意見

〒171-0024 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会
会長 池谷奉文 ※団体としての意見
Tel : 03-5979-8031 Email : office@ntrust.or.jp

民間による公益活動の発展に向け、不動産を信託財産とすることができる公益信託が検討されていると承知しております。

ナショナル・トラスト活動は、自然の豊かな土地や歴史的な建造物等を、市民や企業から寄附を募り買い取ったり、又は寄贈を受けたりして、すべての国民のために永遠に守り継いでいく活動です。

英国で始められた活動で、日本では私ども（公社）日本ナショナル・トラスト協会がセンター的役割を果たしつつ、現在、29の会員団体が各地でトラスト活動を展開しています。

トラスト地として保全される自然地は、気候調整や洪水防御、生物多様性の保全、良好な景観の保全、レクリエーションや観光の場の提供、また、食料や医薬品等に供される遺伝子資源の保存などの多様な生態系サービスを提供する、かけがえのない国の資産です。

現在の財政状況下において、自然環境の保全、そして生物多様性・生態系の維持・回復等を進めるには、行政機関による良好な自然地の公有地化・保護地域化を進めると同時に、民間のナショナル・トラスト活動の積極的な推進が非常に重要です。

現代世代及び将来世代の存続の基盤である自然環境等を将来にわたって保全するナショナル・トラスト活動推進の立場から、「公益信託に関する法律案（仮称）【イメージ】」に対し意見を述べさせていただきます。御検討のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

記

【意見1】

信託の方法について、ナショナル・トラスト団体が保有するトラスト地及びそれを取得し管理するための金銭等を信託財産にするため、「自己信託」により信託を設定する方法を認める制度の整備をお願いしたい

【説明】

英国では、英国ナショナル・トラストのトラスト地について、宣言に基づき「譲渡不能 (inalienable)」が保証されています。それが寄附者からの信頼を集め、ナショナル・トラストという公益活動発展の基盤となっています。英国ナショナル・トラストではトラスト地に関する「for everyone, for ever」の理念が、制度的に保証されているといえます。

一方、日本では、ナショナル・トラスト活動の趣旨に賛同する寄附者からの寄附金等を基

に取得したトラスト地について、譲渡不能とする制度が整っていないため、トラスト団体自身において、また、寄附する側においても、トラスト地が将来にわたって保全されていくのかに関する懸念があります。

今回提示された「公益信託に関する法律案（仮称）【イメージ】」では、公益信託は、信託契約及び遺言による方法のみとされ、「自己信託」を認めていません。しかし、トラスト団体による「自己信託」が可能となれば、トラスト地の譲渡不能が相当程度保証されることとなり、トラスト団体の懸念が解消されます。また、英国同様、寄附する側の懸念も取り除かれ、より多くの寄附を集めることが期待できるようになり、公益の一層の増進が可能となります。「自己信託」は、日本におけるナショナル・トラスト活動の創始者の一人で、しれとこ 100 平方メートル運動を推進した元斜里町長（北海道）藤谷豊氏（故人）が、地方自治体が寄附金に基づき取得したトラスト地に対しても必要である旨を訴えていた制度です（参議院環境特別委員会第 8 号 昭和 60 年 6 月 12 日）。

そもそも、トラスト団体が保有するトラスト地及びそれを取得し管理するための金銭等は、寄附者又は寄贈者（委託者）とトラスト団体が契約又は遺贈によってトラスト地等（信託財産）を国民（受益者）のために将来にわたって保全していく行為をすべきもので（信託目的）、信託の定義（信託法第 2 条第 1 項）に合致し、契約を締結する方法（信託法第 3 条第 1 号）又は遺言をする方法（同法同条第 2 号）によりトラスト団体が保有するに至ったものといえます。

そして、一般の受益者の定めのない信託においては、信託期間中において受託者に義務の履行を強制する者が存在しなくなることが懸念されるところ、公益信託は行政庁の監督下であり、信託管理人の設置を厳格に遵守する体制を整備することにより、弊害の除去は可能です。

については、トラスト地及びそれを取得し管理するための金銭等について「自己信託」を認める制度の整備をお願いいたします。

【意見 2】

多くの寄附者を委託者とし、土地を所有・管理するトラスト団体を受託者とする募金型ともいえる公益信託を認める制度の整備をお願いしたい

【説明】

意見 1 の説明に書かせていただいた通り、日本ではこれまで、ナショナル・トラスト活動の趣旨に賛同する寄附者からの寄附金等を基に取得したトラスト地について、譲渡不能を可能とする制度が不十分でした。このため、トラスト団体自身において、また、寄附する側においても、トラスト地が将来にわたって保全されていくのかに関する懸念がありました。

多くの寄附者を委託者とし、土地を所有・管理するトラスト団体を受託者とする募金型ともいえる公益信託の設立が可能となれば、その懸念は取り除かれます。このようなタイプの公益信託についても可能となるような制度の整備をお願いいたします。

【意見 3】

トラスト地を信託財産とする公益信託を反復継続する活動について、信託業法の適用除外としていただきたい

【説明】

「公益信託に関する法律案（仮称）【イメージ】」に、「公益信託の引き受けに関する信託業法の適用関係を整理することを検討する。」とあります。トラスト地を信託財産とする公益信託の反復継続が、信託業法の対象とされてしまいますと、トラスト地の譲渡不能の保証が難しくなります。信託業法の適用除外としていただきたい。

【意見4】

トラスト地等を信託財産とする公益信託に関して、信託設定時のみなし譲渡税、不動産取得税の非課税、抛出時の寄附金控除及び寄附金の損金算入、固定資産税の非課税、活用・運用収益の非課税をお願いしたい

【説明】

個人所有の自然地をトラスト団体に寄贈した場合、「みなし譲渡課税」の制度が適用される場所、公益法人等への財産の贈与、遺贈の場合は、国税庁長官の承認が得られれば非課税となる制度（租税特別措置法第40条）が設けられています。

また、トラスト団体が自然を守るために森林や湿地などを取得した際、通常の土地の場合は「固定資産税」及び「不動産取得税」がかかる場所、環境省自然環境局長通知（「ナショナル・トラスト活動に係る税制上の優遇措置について（通知）」 ※地方自治法（第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言）を参考に、地方自治体において、その公益性を認めた場合、非課税や減免等の措置が講じられています。

信託財産であるトラスト地の活用・運用収益に対する非課税措置を含め、少なくとも公益法人に劣後することのないよう、幅広い税の非課税措置をお願いいたします。

以上